

令和 8 年度分（令和 7 年分所得）市県民税申告の手引き

目 次

1. 令和 8 年度分 市県民税の申告について	P 1
2. 収入金額等・所得金額について	P 2
3. 給与・年金所得の計算方法	P 3
4. 所得金額調整控除 について	P 3
5. 所得控除について	P 4～7
6. 市県民税の税率について	P 8
7. 市県民税申告書の提出について	P 8

1. 令和 8 年度分 市県民税の申告について

◆市県民税申告書の提出が必要な方

令和 8 年 1 月 1 日に長浜市内に住所があり、次のいずれかに該当する場合（ただし、確定申告をした方は除きます。）

- (1) 給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない（勤務先にご確認ください。）
- (2) 給与および公的年金等以外に、不動産、農業等の所得または少額の副収入（報酬、原稿料等）があった
（給与所得または公的年金等以外の所得の合計が 20 万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。）
- (3) 給与や公的年金等の源泉徴収票に記載された控除に、変更や扶養の追加がある（ただし、所得税の還付がある方は確定申告をしてください。）
- (4) 令和 7 年中に所得がなく、扶養にとられていない
※申告書を提出しないと、令和 7 年中の所得が非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金等）のみの方でも、国民健康保険料等が正しく計算されないため、申告書の提出をしてください。

◆市県民税の申告書の提出が不要な方

- (1) 税務署に確定申告書を提出した方
- (2) 給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方
- (3) 公的年金に係る所得のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある各控除に修正がなく、その他の諸控除を受けない方
- (4) 市内在住の親族等に扶養されている方

◆公的年金等を受給されている方へ（※控除の追加・修正等がある方は申告が必要です！）

公的年金収入額が 400 万円以下かつ公的年金以外の所得が 20 万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除（配偶者控除、扶養控除、障害者控除、社会保険料控除）の修正・追加をする場合もしくは、同票に記載のない諸控除（医療費控除、生命保険料控除等）を追加する場合は、確定申告または市県民税の申告が必要です。

💡 スマホ・パソコンで自宅から簡単に市県民税申告！

- (1) 令和 7 年中に収入がある方 → 「税額シミュレーションシステム」を使って申告書を作成
画面の案内に従って入力を進めることで、簡単に市県民税申告書が作成できます。
作成した申告書は、郵送または (2) の LoGo フォームで提出が可能です。
くわしくはこちら → <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000003814.html>



- (2) 令和 7 年中に収入がなかった方
→ 電子申請サービス「LoGo フォーム」を使って申告および申告書の送信
令和 7 年中に収入がなかった方は、市が提供する LoGo フォームの入力のみで市県民税の申告が可能です。
「LoGo フォーム」はこちら → <https://logoform.jp/form/BJcW/50642>



2. 収入金額等・所得金額について

「1 収入金額等」、「2 所得金額」欄について、以下を参考に記入してください。

◆営業・農業・不動産所得

- 営業等所得 … 建設業・製造業・小売業・飲食業・サービス業などの営業、漁業などの事業から生じる所得
 農業所得 … 農産物の生産、果樹などの栽培、酪農品の生産などの事業から生じる所得
 不動産所得 … 土地、建物などの不動産貸付などによって生じる所得
 ※小作料所得は、不動産所得に該当します。

営業、農業、不動産の収入金額を欄（ア）～（ウ）に、所得金額を欄①～③にそれぞれ記入してください。

収入金額（ア）～（ウ）－ 必要経費（収支内訳書記載）＝ 所得金額 ① ～ ③

※「収支内訳書」にて必要経費を計算し、添付してください。

◆利子所得

公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、投資信託等の収益の分配金などの所得です。

収入金額（エ）＝ 利子所得（④）

◆配当所得

株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配、投資信託の収益の分配などの所得です。

収入金額（オ）－ 負債の利子 ＝ 配当所得（⑤）

◆給与所得

- 給与所得の源泉徴収票などをもとに、欄（カ）に年間の収入金額を記入してください。
- 所得は P3「給与所得計算表」により計算し、欄⑥に記入してください。
- 源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」も記入してください。また、専従者給与がある場合、欄（カ）の上段（内専給）欄にも専従者給与の金額を記入してください。

◆雑所得

- 公的年金等の源泉徴収票をもとに、欄（キ）に年間の公的年金等の収入の合計額を記入します。また、所得は P3「公的年金等にかかる雑所得計算表」により計算し、欄⑦に記入してください。
- シルバー人材センターの配分金、原稿料などは、収入金額を欄（ク）に記入してください。個人年金等は収入金額を欄（ケ）に記入してください。所得金額は収入金額から必要経費を差し引いた額となります。

◆総合譲渡・一時所得

総合譲渡（短期・長期）所得

土地建物や株式等以外（ゴルフ会員権、機械、特許権、董品等）の資産の譲渡により生じる所得です。

総合譲渡（短期）：保有期間が5年以内の資産の譲渡

総合譲渡（長期）：保有期間が5年を超える資産の譲渡

一時所得

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、懸賞金当せん金等の所得です。

総合譲渡・一時所得は以下の計算により算出します。

総合譲渡（短期）所得	（収入金額－必要経費－50万円（特別控除額）） ※短期譲渡は1/2 不要
総合譲渡（長期）所得	（収入金額－必要経費－50万円（特別控除額）） × 1/2
一時所得	（収入金額－必要経費－50万円（特別控除額）） × 1/2

収入金額欄（コ）～（シ）に記入してください。

記入例

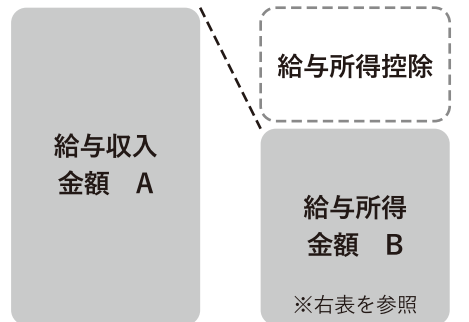
1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	2,500,000
	不動産		ウ	
	利	子	エ	
	配	当	オ	
	給	与	カ	(内専給) 852,000
	雑	公的年金等	キ	3,086,202
		業	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
2 所得金額		長期	サ	
	一時		シ	
	事業	営業等	①	
		農業	②	900,000
	不動産		③	
	利	子	④	
	配	当	⑤	
	給	与	⑥	202,000
	雑	公的年金等	⑦	1,986,202
		業	⑧	
		その他	⑨	
		合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	1,986,202
	総合譲渡・一時		⑪	
	合計		⑫	3,088,202

合計額を欄⑪に記入してください。

3. 給与・年金所得の計算方法について

◆給与収入金額から給与所得を求める算式

給与所得は、「給与所得計算表」に基づき、収入金額に応じ所得金額を計算します。
支払証明がない場合は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄を記入してください。



給与所得計算表

給与等収入金額（円） A	給与所得金額（円） B
0～ 650,999	0
651,000～1,899,999	給与収入金額－650,000
1,900,000～3,599,999	給与収入金額／4（千円未満切捨）×2.8－ 80,000
3,600,000～6,599,999	給与収入金額／4（千円未満切捨）×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	給与収入金額×0.9－1,100,000
8,500,000～	給与収入金額－1,950,000

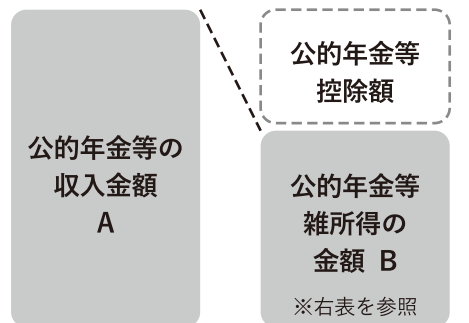
(注1)

(注1) …給与等収入額が850万円超の方は、「4. 所得金額調整控除について」をご確認ください。

$$\text{給与収入金額（A）} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得金額（B）}$$

◆公的年金等の収入から所得を求める算式

雑所得のうち、公的年金等は、「公的年金等にかかる雑所得計算表」に基づき、所得金額を計算します。



公的年金等にかかる雑所得計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額（円） A	公的年金等雑所得の金額（円） B	
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合	
65歳以上 (S36.1.1以前 生まれ)	0～ 3,299,999	A	－ 1,100,000
	3,300,000～4,099,999	A×75%	－ 275,000
	4,100,000～7,699,999	A×85%	－ 685,000
65歳未満 (S36.1.2以後 生まれ)	0～ 1,299,999	A	－ 600,000
	1,300,000～4,099,999	A×75%	－ 275,000
	4,100,000～7,699,999	A×85%	－ 685,000

$$\text{公的年金等の収入金額（A）} - \text{公的年金等控除額} = \text{公的年金等雑所得の金額（B）}$$

4. 所得金額調整控除について

(1) 令和7年の給与等の収入金額が850万円を超え、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合は、次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- (ア) 本人が特別障害者に該当する
- (イ) 22歳以下の扶養親族を有する
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

$$(\text{令和7年の給与等の収入金額※} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = \text{所得調整控除額}$$

※令和7年の給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円で計算します。

(2) 令和7年中に⑥給与所得と⑦公的年金等雑所得の両方を有し、両方の合計額が10万円を超える場合は、次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

$$\text{給与所得※} + \text{公的年金等雑所得の金額※} - 10 \text{ 万円} = \text{所得調整控除額}$$

※給与所得および公的年金等雑所得が10万円を超える場合は、それぞれ上限10万円で計算します。

上記(1)(2)の計算式により算出した控除額を給与所得金額から差し引き、⑥給与所得に記入してください。

5. 所得控除

(1) 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄について、以下を参考に記入してください。

⑬ 社会保険料控除

令和7年中に支払った社会保険料の金額を記入してください。

⑮ 生命保険料控除

生命保険・介護医療保険・個人年金保険契約等に対して、令和7年中に支払った保険料の金額(証明書に記載の額)を記入してください。

⑯ 地震保険料控除

地震保険料契約や旧長期損害保険契約に対して、令和7年中に支払った保険料の金額(証明書に記載の金額)を記入してください。

⑰ 寡婦控除 ～ ⑲ 勤労学生控除

⑰～⑲欄について、それぞれ該当する場合は、☒を記入してください。勤労学生である場合は、学校名等を記入してください。
※くわしくはP6を参照してください。

⑳ 障害者控除～㉔ 特定親族特別控除

⑳～㉔について、該当する方の氏名・生年月日、マイナンバー等を記入してください。障害者控除は、該当する方の障害等級の記入をしてください。配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者は、配偶者の合計所得を記入してください。扶養控除は、P7を参照して同居・別居の区分・続柄・控除額を記入してください。特定親族特別控除は、特親に○を記入してください。

※16歳未満の扶養親族は、控除対象外となりますが、非課税基準の算定においては、扶養人数に算入されますので、該当者がおられる場合は記入してください。

㉗ 雑損控除 ～ ㉘ 医療費控除

各種控除の算出のため支払金額等を記入してください。控除証明等を添付してください。医療費控除は、医療費控除の明細書を添付してください。
※領収書は自宅等で保管してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類		支払った保険料		
⑬ 社会保険料控除	介護保険料	64,600 円		
	後期高齢者医療保険料	152,670 円		
	合計	217,270 円		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
	円	120,000 円		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
	円	円		
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計	18,280 円		
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
	25,000 円	円		
⑰～⑲ 寡婦控除 ⑰ ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還		⑱ ☐ ひとり親控除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)	
⑳ 障害者控除	1 氏名	長浜 一郎	障害の程度	☒ 身体 3 級 ☐ 精神 級 ☐ 療育 A・B
	2 氏名		障害の程度	☐ 身体 級 ☐ 精神 級 ☐ 療育 A・B
㉑～㉔ 配偶者控除 配偶者 氏名		長浜 花子	生年月日	大(昭)平 22・9・3
配偶者特別控除 個人番号		1 2 3 4 5 6 7 4 3 2 1 1	配偶者の合計所得金額	0 円
㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名	長浜 一郎	生年月日	大(昭)平 55・10・6
	個人番号		同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居
	2 氏名	長浜 千代子	生年月日	大(昭)平 6・12・10
	個人番号		同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1 氏名	長浜 あいり	生年月日	平(令) 27・11・12
	個人番号		同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居
	2 氏名		生年月日	平・令 . .
	個人番号		同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。		扶養控除額の合計		33 万円
雑損控除		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除		損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
医療費控除		支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
医療費控除		197,600 円	50,000 円	

(2) 「4 所得から差し引かれる金額」欄について、以下を参考に記入してください。

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	217,270
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	50,140
	地震保険料控除	⑯	12,500
	寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑱	
	勤労学生、障害者控除	⑲～ ⑳	260,000
	配偶者（特別）控除	㉑～ ㉒	380,000
	扶養控除	㉓	780,000
	特定親族特別控除	㉔	
	基礎控除	㉕	430,000
	⑬から㉕までの計	㉖	2,129,910
	雑損控除	㉗	
	医療費控除	㉘	47,600
合計（㉖＋㉗＋㉘）			㉙ 2,177,510

⑬社会保険料控除 ～ ㉘医療費控除

「3所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入した内容から、控除額を計算して、記入してください。

※控除額の計算については、P6～7を参考にしてください。

(3) 市申告書裏面の記入について

11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる場合は、当該専従者の氏名から従事月数までの項目を記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	フリガナ氏名		続柄		生年月日	・	専従者給与（控除）額	
	個人番号		従事月数					
2	フリガナ氏名		続柄		生年月日	・	専従者給与（控除）額	
	個人番号		従事月数					
3	フリガナ氏名		続柄		生年月日	・	専従者給与（控除）額	
	個人番号		従事月数					
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし			合計額		
						円		

14 寄附金に関する事項

令和7年中に控除対象となる寄附を行い、住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、該当する区分の欄に寄附金額を記入してください。

14 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、別途「寄附金税額控除申告書(二)」が必要です。

都道府県、市町村分(特例控除対象)	円	条例指定分	都道府県	
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)			市区町村	

(4)「4 所得から差し引かれる金額」の控除額について、以下を参考に計算してください。

⑬ 社会保険料控除、⑭ 小規模企業共済等掛金控除

本人や生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等）や小規模企業共済等掛金を支払った場合は、控除の対象となります。

支払った金額 = 控除額

※年金天引き（特別徴収）による支払分は、年金受給者本人のみが控除として申告できます。

⑮ 生命保険料控除

生命保険・介護医療保険・個人年金保険契約に対して、令和7年中に支払った保険料がある場合は、それぞれ次の表により、控除額を計算します。

○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）

支払保険料の金額	生命保険料控除額
～ 12,000円	保険料支払額全額
12,001円 ～ 32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001円 ～ 56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,001円 ～	28,000円

○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）

支払保険料の金額	生命保険料控除額
～ 15,000円	保険料支払額全額
15,001円 ～ 40,000円	支払額×1/2+7,500円
40,001円 ～ 70,000円	支払額×1/4+17,500円
70,001円 ～	35,000円

※生命保険料控除の合計適用限度額は、7万円です。

⑯ 地震保険料控除

地震保険料契約や旧長期損害保険契約に対して、令和7年中に支払った保険料がある場合は、次により、控除額を計算します。

(1) 地震保険料

支払った保険料 × 1/2 = 地震保険料控除額

※限度額25,000円

(2) 旧長期損害保険

支払保険料の金額	地震保険料控除額
～5,000円	支払保険料の金額
5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円
15,001円～	10,000円

(3) 上記(1)(2)が両方ある場合

控除額 = (1)(2)の合計額（限度額25,000円。ただし一つの契約で上記(1)(2)の双方に該当する場合は、いずれか一方の控除額のみ適用。）

⑰ 寡婦控除、⑱ ひとり親控除

区 分	控除額	控除を受けるための要件
寡婦	26万円	夫と死別した方や夫が生死不明の方で、次に該当する場合
		令和7年中の合計所得金額が500万円以下（扶養要件はなし）
ひとり親	30万円	夫と離婚後再婚していない方で、次の全てに該当する場合
		①子以外の扶養親族を有する ②令和7年中の合計所得金額が500万円以下
ひとり親	30万円	法律婚の有無や性別に関わらず、ひとり親で、次の全てに該当する場合
		①令和7年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する ②令和7年中の合計所得金額が500万円以下

(注1) 寡婦及びひとり親のうち住民票の続柄に、「夫（未届）」「妻（未届）」と記載されている場合は、対象外です。

(注2) 生計を一にする子は、他の方の扶養親族または同一生計配偶者でない子に限ります。

⑲ 勤労学生控除

令和7年12月31日現在、本人が学生で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下であり、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合は、控除の対象となります。

控除額 = 26万円

⑳ 障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または戦傷病者手帳などの交付を受けている場合は、控除の対象となります。

障害者控除に該当する場合は、右表により、控除額を計算します。

区 分	控除額
特別障害者（身体1・2級、精神1級、療育A）	30万円／人
同居特別障害者	53万円／人
その他の障害者	26万円／人

②① 配偶者控除、②② 配偶者特別控除

令和7年12月31日(令和7年中に死亡した方はその死亡の日)現在で生計を一にする配偶者のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である方は、配偶者控除の対象になります。

配偶者に該当する方のうち、昭和31年1月1日以前生まれの方は、老人配偶者に該当します。

配偶者のうち、合計所得金額が58万円超133万円以下である方は、右表のとおり配偶者特別控除の対象になります。

配偶者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額		
			900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	58万円以下	一般配偶者(配偶者が70歳未満) 昭和31年1月2日以降生まれ	33万円	22万円	11万円
		老人配偶者(配偶者が70歳以上) 昭和31年1月1日以前生まれ	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円
	133万円超		0円	0円	0円

②③ 扶養控除、②④ 特定親族特別控除

令和7年12月31日(令和7年中に死亡した方はその死亡の日)現在で生計を一にする親族(配偶者を除く)のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である方は、扶養控除の対象になります。

扶養親族のうち、16歳未満の方は、扶養控除対象外となるので「16歳未満の扶養親族」欄に氏名等を記入してください。

生計を一にする19歳～22歳の親族のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下である方は、右表のとおり特定親族特別控除の対象になります。

対象者の合計所得金額		対象者の年齢		控除区分	控除額
扶養控除	58万円以下	0歳～15歳 【平成22年1月2日以降生まれ】		16歳未満扶養親族	0円
		16歳～18歳 【平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ】		一般扶養親族	33万円
		23歳～69歳 【昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ】		一般扶養親族	33万円
		19歳～22歳 【平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ】		特定扶養親族	45万円
		70歳～ 【昭和31年1月1日以前生まれ】	同居老親等以外 同居老親等	老人扶養親族	38万円 45万円
特定親族特別控除	58万円超 95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下	19歳～22歳 【平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ】		特定親族	45万円
					41万円
					31万円
					21万円
					11万円
					6万円
					3万円

②⑤ 基礎控除

令和7年中の合計所得金額が2,400万円以下の場合・・・**控除額43万円**

②⑦ 雑損控除

本人や、総所得金額等が58万円以下の配偶者、その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合は、控除の対象となります。

損失金額 － 保険金等で補てんされる金額 ＝ A とした場合の次の①と②のいずれか多い金額

- ① A － (総所得金額の10%)
- ② A － (災害関連支出の金額 － 5万円)

②⑧ 医療費控除

令和7年中に支払った医療費が10万円(または所得の5%)を超えた場合は、その超えた額が控除の対象となります。支払った医療費の総額を記入し、保険金などで補てんされる金額がある場合は、その額も記入します。

控除額 ＝ (支払った医療費 － 補てんされる金額) － 総所得金額の5%または10万円のいずれか少ないほうの金額

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)※限度額88,000円

この制度は、本人や生計を一にする配偶者、その他の親族が、薬局・ドラッグストア等で購入した一定のスイッチOTC医薬品の支払額が控除の対象となります。この控除は、**通常の医療費控除と併せて受けることはできません。**

控除額 ＝ 購入したスイッチOTC医薬品の総額 － 保険金等で補てんされる金額 － 12,000円

くわしくは国税庁のHPをご確認ください。<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>



6. 市県民税の税率について

◆均等割額・所得割額の税率

市県民税は、前年に一定額以上の所得がある方に対し、一律の額が課税される『均等割』と、所得金額に応じて計算される『所得割』があります。

均等割：市民税3,000円 + 県民税1,800円 + 森林環境税1,000円 = 市県民税5,800円

※令和5年度をもって、市民税・県民税それぞれに500円、計1,000円加算されていた復興特別税は終了となりました。

※県民税には琵琶湖森林づくり県民税800円を含みます。

※森林環境税とは、2024（令和6）年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が国によって森林環境譲与税として、都道府県・市町村に譲与されます。

総務省ホームページより抜粋 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_18.html



所得割：	区 分	市 民 税	県 民 税
	所得割税額	6 %	4 %

※土地建物等の譲渡所得や株式等の譲渡所得等の申告分離課税は税率が異なります。

◆市県民税が非課税になる方

1. 均等割および所得割が課税されない方

- (1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (3)前年中の合計所得金額が、次の計算により求められる金額以下の方
28万円 × (本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数) + 26万8千円 * 本人のみの場合は、38万円

2. 所得割が課税されない方

- (1)前年中の総所得金額等が、次の計算により求められる金額以下の方
35万円 × (本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数) + 42万円 * 本人のみの場合は、45万円

7. 市県民税申告書の提出について

提出先：長浜市役所 税務課 市民税第一係〔本庁舎1階・5番窓口〕

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

TEL：(0749) 65-6524

長浜市ホームページ（市県民税） <https://www.city.nagahama.lg.jp/category/10-15-4-0-0-0-0-0-0-0.html>



◆申告に必要なもの

- ☐ ①マイナンバーカード（個人番号カード）または、②通知カード等 + 運転免許証 or 旅券・在留カード等
- ☐ 源泉徴収票（ない場合は、収入のわかる書類）
- ☐ 控除証明書（生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、社会保険料等の支払額がわかるもの）
- ☐ 医療費控除 → 医療費控除の明細書
- ☐ 営業所得や農業所得、不動産所得 → 収支内訳書
- ☐ 障害者控除、勤労学生控除 → 障害者手帳、学生証など

※市県民税申告書、医療費控除の明細書、収支内訳書等の様式は、長浜市役所税務課、北部合同庁舎
くらし窓口課および各分庁舎等窓口にあります。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000003814.html>

